

# 令和7年度 廃棄物減量等推進員 活動報告

## 1. 活動報告

- (1)活動記録について
- (2)勉強会について
- (3)市政出前講座について
- (4)排出されるごみの現状について



葵区PRキャラクター  
あおいくん



駿河区応援隊長  
トロペー

## 2. 活動事例

- リチウムイオン電池について町内に周知しました 本通二丁目自治会
- カラス対策でごみの出し方を工夫しています 東草深町2区自治会
- カラス対策のチラシを作成して回覧しました 羽鳥五丁目自治会  
丸子ときわ町自治会
- 充電式電池についてチラシを作成して回覧しました 馬渕三丁目4区自治会  
八幡二丁目自治会
- ごみの出し方についてのチラシを作成しました 八幡四丁目自治会
- ごみの出し方について掲示をしました 三保本町一区自治会
- ホームページに注意事項を記載しました 鍛冶町自治会
- 多言語の看板を設置しました 吉川自治会

## 3. よくあるご質問について

令和8年  
4月から

静岡市ごみ分別アプリが  
「さんあ～る」に変わります！  
ブラウザ版・やさしい日本語にも対応します！

App Store  
からダウンロード

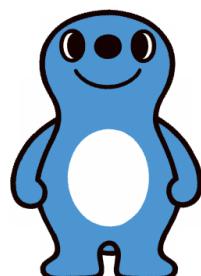
Google Play  
で手に入れよう



※令和8年2月から「静岡市」を設定できるようになります。



ごみ減量啓発キャラクター  
しづもちゃん



©清水区

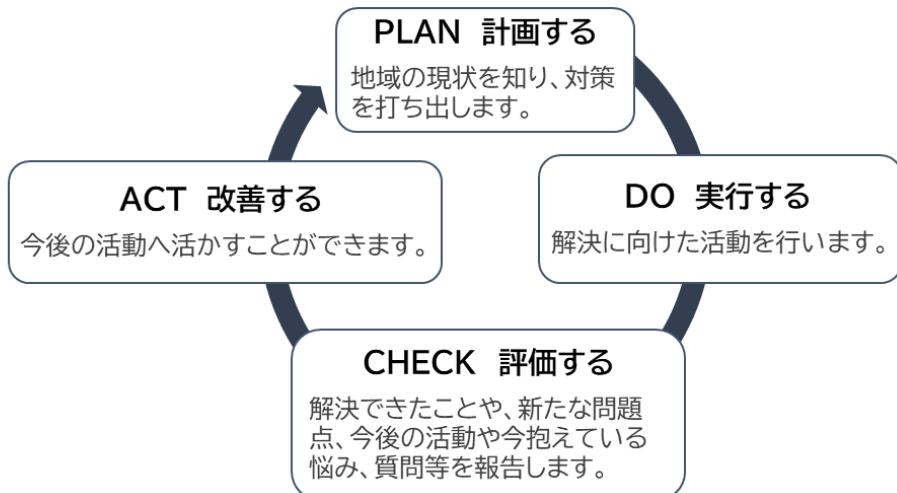
静岡市 環境局 収集業務課  
適正排出推進係

# 1. 活動報告

## (1)活動記録について

多くの活動記録のご提出ありがとうございました。

推進員の皆様の報告により、地域の現状を把握することができます。活動記録は、皆様が活動していく中で日々の活動等を見直し、問題を解決するためにも重要です。



活動記録提出者数	688人	提出率	75%
----------	------	-----	-----

令和7年11月末時点

活動内容		葵区	駿河区	清水区	計
集積所の管理等	カラス除けネット、看板の設置等	5,951	3,242	6,268	15,461
	排出マナーの点検	10,842	6,092	11,891	28,825
資源回収	集団資源回収の実施状況		3,214	1,899	3,984
ごみ減量・環境美化	ごみ減量や排出方法の周知(啓発チラシ・看板等)	595	436	720	1,751
	適正排出・ごみ減量等について集会等での周知等	485	419	688	1,592
市への通報	マナー違反ごみ関連	77	78	74	229
	不法投棄・野焼き関連	25	30	24	79

## (2)勉強会について

### ア 勉強会の目的

勉強会では、地域のごみ問題について学びます。

推進員活動やごみの減量について、推進員と市職員とで意見交換を行います。

推進員が活動に関する知識を深めることや、勉強会で得た知識や学んだことを地域住民へ広げていくなど、今後の推進員活動の充実化につなげていくことを目的としています。

## イ 今年度の勉強会開催記録

- 第1回 6月25日(水) 有度地区  
第2回 6月25日(水) 飯田地区・高部地区  
第3回 7月25日(金) 新通学区・駒形学区  
第4回 7月25日(金) 一番町地区・三番町地区・田町学区  
第5回 7月30日(水) 西奈学区・西奈南学区・北沼上学区・足久保学区・松野学区  
第6回 8月 8日(金) 青葉地区・安西学区  
第7回 8月 8日(金) 安東地区・千代田学区・千代田東学区  
第8回 8月18日(月) 辻地区・江尻地区  
第9回 8月18日(月) 船越地区・不二見地区  
第10回 8月29日(金) 駒越地区・袖師地区  
第11回 8月29日(金) 由比地区・蒲原地区  
第12回 9月10日(水) 森下学区・中田地区・南部学区・馬渓地区  
第13回 9月10日(水) 富士見学区・西豊田学区

32の学(地区)で勉強会を開催し、  
284名の推進員の皆様に  
ご出席いただきました！  
ありがとうございました。



## (3)市政出前講座について

### ア 市政出前講座の目的

市民の皆様と職員との交流により、市政に対する理解を深めるとともに、市政運営をより身近に感じてもらうことを目的としています。

市民の皆様のご希望に応じて、市の職員が地域に出向き、講座を開催します。

対象：市内に住んでいるまたは、通勤・通学する人で構成され、  
講座当日10人以上の参加が見込まれるグループ・団体。

日時：平日の午前10時から午後9時までの間で、おおむね2時間以内。

### イ 実施状況・内容等

#### 「ごみの出し方講座」～ごみの出し方SOS～

「ごみの出し方・分別ガイドブック」に掲載されている内容の理解を深める。

地域のごみ問題を解決するために、申し込みをされた地域を事前に調査し、その調査状況をもとに、パワーポイント等を使ってわかりやすい講座を実施しています。

- ・地域のごみ集積所の現状について
- ・可燃ごみ、資源ごみ、不燃・粗大ごみ等の出し方のルール
- ・マナー違反のごみの取り置きについて
- ・質疑応答

実施した講座の数 … 18回

参加した市民の皆様 … 約520人（令和8年1月時点）

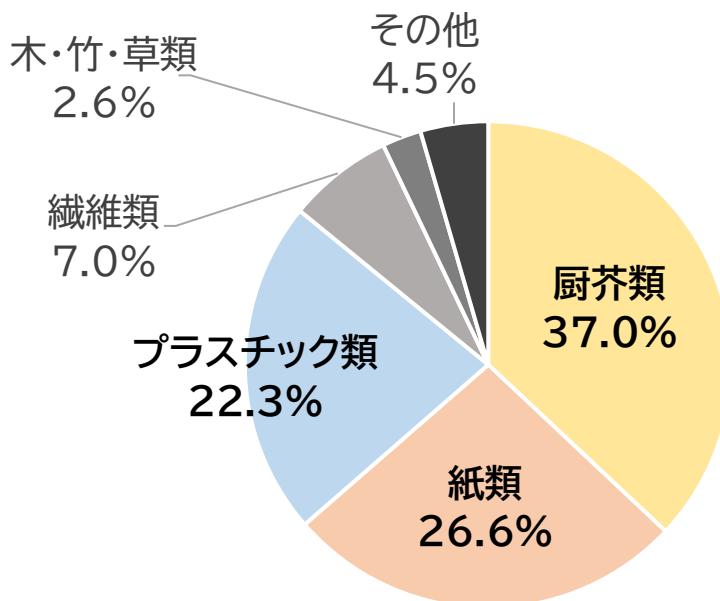
ごみ減量啓発キャラクター  
しずもちゃん



皆様が日頃抱えているごみについての疑問や、出し方がわからなくて困っているごみについて直接職員に質問することができます。周りの皆様をお誘いの上ぜひ、お申込みください。

## (4)排出されるごみの現状について

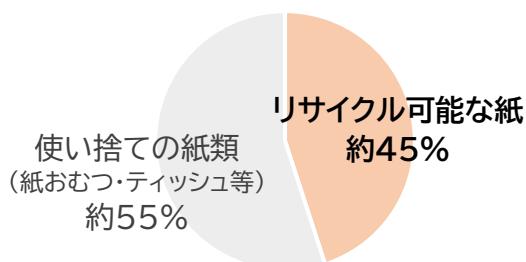
ア 令和6年度 家庭系可燃ごみ組成調査結果



ごみ減量啓発キャラクター  
しづもちゃん

用紙・段ボール・紙パック  
新聞紙・広告・チラシ  
書籍・雑誌・雑がみ等

手つかず食品や食べ残し食品



### イ ごみ総排出量の推移

年度	対象人口 (外国人含む)	ごみ総排出量(トン)				一人一日 あたりの 総排出量 (グラム) (外国人含む)	
		可燃ごみ	不燃・ 粗大ごみ	資源ごみ			
				行政回収	集団回収		
R2	695,195	197,254	13,620	6,099	11,461	228,434	900
R3	690,431	189,926	12,746	6,010	11,168	219,850	872
R4	685,164	193,602 (189,455)	11,971 (11,861)	5,825	10,425	221,824 (217,567)	887 (870)
R5	679,092	184,086 (183,916)	10,394 (10,375)	5,586	9,136	209,202 (209,013)	842 (841)
R6	674,097	177,789	10,324	5,303	8,269	201,685	820

令和7年度 清掃事業概要より

※( )内数値は、令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物を除く。ただし、災害廃棄物として、分離不可分を含む(分離不可分:通常ごみと一緒に集積所に排出された災害廃棄物(可燃ごみ))。

※人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口を使用

## 2. 活動事例

■リチウムイオン電池について町内に周知しました 本通二丁目自治会  
静岡市のホームページをもとに、インターネット環境のないご家庭のために、チラシを作成して回覧しました。リサイクル協力店の一覧も掲載しました。



■カラス対策でごみの出し方を工夫しています 東草深町2区自治会

市からのごみ散乱防止ネットは、使用していますが、カラスがネットからはみ出たごみ袋をつついたり、ネットをくぐってごみ袋をつつくため、東草深町2区自治会では生ごみを、新聞紙で包む取組をしており、カラス対策になっています。

葵区PRキャラクター  
あおいくん

カラスは嗅覚ではなく、視覚によって生ごみを見つけます  
生ごみが袋の外から見えないように、工夫しましょう

生ごみを新聞紙等で包む



生ごみが袋の外から見えないように  
ごみの詰め方を工夫する



袋の中心に生ごみを入れ、  
まわりに他の  
燃えるごみを入れる

生ごみを入れる袋を二重にする



■カラス対策のチラシを作成して回覧しました

カラスがゴミを荒らします！

- 生ゴミは新聞紙に包むなどして  
袋の外から見えないようにしましょう！
- ゴミ袋が出ないようネット  
を必ずかけてください！



羽鳥五丁目自治会



葵区PRキャラクター  
あおいくん

〈ゴミ出しのお願い事項〉

カラスがゴミを  
荒らします！

ゴミはネットの中に  
しっかり入れて下さい

※ネットは折り込むよう  
ご協力お願いします



丸子ときわ町自治会

## ■充電式電池についてチラシを作成して回覧しました

馬渏三丁目4区自治会

八幡二丁目自治会

回覧

令和7年4月吉日

### 充電式電池の排出方法について

リチウムイオン電池などの充電式電池を原因とする車両火災が全国で多発し、静岡市においても回収車両の火災が発生しています。充電式電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンなどいろいろな製品に使用されています。

排出方法

- ①リサイクルマークが付いている充電式電池（JBRCの回収対象）  
下記のマークの付いたものは、リサイクル協力店（家電量販店など）にお持ちください。



※協力店など詳しくは「一般社団法人JBRC」のホームページを参照

②JBRCの回収対象外の充電式電池

以下はJBRCの回収対象外となり、市が不燃・粗大ごみとして分別収集します。

- A) 充電式電池を電化製品から取り外しできないもの  
B) 取り外した充電式電池にリサイクルマークがついていないもの  
C) 充電式電池が膨張・破損しているもの  
く申込先>  
不燃・粗大ごみ受付センター（TEL 0120-532-471）  
リサイクル対象外である旨を伝え、申し込む  
<出し方>  
他の不燃・粗大ごみと分け、「充電池」「不用」「氏名」と書く  
※詳細はチラシを全世帯に別途配布します。

馬渏三丁目4区自治会  
廃棄物減量等推進員

### ごみの減量をお願いします！

静岡市は全国的にごみ減量への取り組みが進んでいます。

生ごみ

3割が「食品ロス」

まだ食べられるのに捨てるべき物

生ごみの大切さを十分に行う

約半分がリサイクルできる紙

紙ごみ

プラスチックごみ

8割が「使い捨てプラスチック」です

ペットボトルやレジ袋・トレーなど

可燃ごみ集積所は各自会内36ヶ所あります。そこにはリサイクルの回収は行っていません。

可燃ごみの収集は 週2回 月曜日 木曜日

### 充電式電池はごみと一緒に出さないで！

充電式電池（リチウム電池等）は強い力で強く、強い圧力をかけて、発火・爆発を起こす。普通のごみと一緒に出して、運送車両・荷物の搬送車・係船等分野の火災が発生している。



廃棄 購入した店、指定場所（JBRC協力店）か、収集業務課に連絡して粗大ごみとして出す。

不燃・粗大ごみ受付センター【☎ 0120-532-471】

JBRC（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）

### プラスチック製品リサイクル！

公共施設に製品・プラスチック回収ボックスを設置しリサイクルを実施している。

下記の14品目固定です。今後品目追加も検討している。

プラスチックドーピング・シラッピング・リサイクル・密閉容器・ボウル・ざる・風呂イス

風呂おけ・食い物ごこち・洗濯かご・ゴミ袋・ハンドル・ノブ・モチルラーナー

入れていいしないもの 紙 大きく、ボロボロにはいらないもの

乾電池やリチウム電池が内蔵しているもの、汚いなどいもの

2023年3月 八幡二丁目自治会

# 変わりました！

使用済電池類の  
出し方について  
チラシをご用意しています。  
是非ご活用ください！



駿河区応援隊長  
トロベー

## ■ごみの出し方についてのチラシを作成しました 八幡四丁目自治会

### ゴミ出しのルールを守りましょう

自治会はゴミ収集所の  
管理清掃を行ってます



安心安全きれいなまち 八幡4丁目自治会



八幡四丁目  
自治会

自治会が管理していることがわかるチラシや、ネットには生ごみが入ったごみ袋を入れてもらうために、樹木・草・布団といった生ごみ以外をネットの外に出してもらうよう促すチラシも地域の方にオーダーして、イラストを作成していただいたようです。

とてもすてきな  
イラストで  
目に留まりますね！



駿河区応援隊長  
トロベー

## ■ごみの出し方について掲示をしました 三保本町一区自治会



1 缶のフタは透明袋に入れてください

はずした缶のフタは透明袋へ

A 缶詰他 <ふた アルミ製>

例



B 缶詰他 <ふた スチール製>

資源ごみの収集日以外に、排出されることが多かったため、集積所に収集日程表をごみの出し方を掲示しました。

集積所に掲示されていると  
出すときに  
わかりやすいです！



◎清水区

## ごみ散乱防止ネットを設置しました



© 2025.07.16

旧税務署の収集場所でゴミ袋が破られ生ゴミが散乱するカラス被害が何度も起きていましたので、ごみ散乱防止ネット（大：3m × 幅4m）を設置しました。

旧税務署の収集場所に可燃ごみ・生ごみを出す際は、下記の点にご注意願います。

- ・ごみはネットの下に入れて下さい
- ・ごみをネットの上に置いたり、ごみの一部がネットからはみ出すことのないようにお願いします
- ・ネットにすき間があるとカラスが入り込むため、すき間を作らないようお願いします

7/16朝の 旧税務署のごみ収集場所は画像のようになっています。ご協力ありがとうございます。

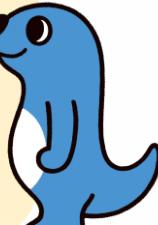
## ■ホームページに注意事項を記載しました 鍛冶町自治会

カラス対策への働きかけや、ネットを設置した情報などを自治会のホームページにアップしています。

令和7年度から  
廃棄物減量等推進員の皆様にも  
ごみ散乱防止ネットを  
申請いただけるようになりました！  
詳しくは、静岡市の  
ホームページをご確認ください。



静岡市HP



©清水区

## ■多言語の看板を設置しました 吉川自治会

可燃ごみの集積所に、空きびんが捨てられていたため、収集業務課へ回収を依頼しました。その後、びんが置かれないように、通知看板を作成・設置をしました。

## 可燃ゴミ収集日月・木 8:30まで



段ボール・新聞紙・雑紙などは毎月第3金曜日9:00まで

★ルールを守って子どもの模範となりましょう!!

★収集日以外は絶対に出さない!!

★出してはいけないゴミは出さない!!

Follow the rules and be a good example for kids.  
Tuân thủ các quy tắc và làm gương tốt cho con cái của bạn

Never put out trash on days other than collection days.  
Không bao giờ vứt rác vào những ngày khác ngoài ngày thu gom

遵守規則，為孩子樹立好榜樣

除非收集日外，請勿在其他任何一天放置垃圾

Never put out bottles, cans or plastic bottles.  
Không bao giờ vứt chai, lon hoặc chai nhựa ra ngoài

Cardboard, newspapers, and miscellaneous paper  
Until 9:00 on the third Friday of each month.

吉川自治会 お問い合わせは、静岡市収集業務課 054-221-1365

多言語表記でわかりやすい看板を  
たくさん作成していただきました！



©清水区

## WARNING 不法投棄禁止

ここは可燃ごみ集積所  
BIN・CAN・ペットボトル 禁止

THIS AREA IS FOR BURNABLE GARBAGE  
BOTTLES, CANS OR PLASTIC BOTTLES ARE NOT ALLOWED

ESTE É UM LOCAL DE COLETA DE LIXO COMBUSTÍVEL

NÃO SÃO PERMITIDAS GARRAFAS, LATAS OU GARRAFAS PLÁSTICAS

這個區域是可燃垃圾的區域 不允許攜帶瓶子、罐頭或塑膠瓶

不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます

Illegal dumping is punishable by imprisonment of up to 5 years or a fine of up to 10 million yen.  
O despejo ilegal é punível com pena de prisão de até 5 anos ou multa de até 10 milhões de ienes.

非法傾倒可被判處五年以下有期徒刑或一千萬日元以下罰款

静岡市・清水警察署・吉川自治会

## WARNING (警告)

あなたの一人のルール違反によって、地域住民の迷惑になります  
出してはいけないゴミを出さないことや期日を守ってください

Your violation of the rules can cause trouble for other residents in the neighborhood association.  
Do not put out trash that is not allowed and please keep to the deadlines.

Sua violação das regras está causando problemas para os moradores da associação de bairro.  
Por favor, não coloque lixo que não seja permitido e observe os prazos de coleta.

你違反規定的行為給社區居民帶來了麻煩 請勿丟棄禁止丟棄的垃圾，並請遵守收集期限

ここにBIN・CAN・ペットボトルなどの資源ごみや瀬戸戸・割れたガラス・金属類は禁止

Recyclable waste such as bottles, cans, and plastic bottles, as well as china, broken glass, and metal items are prohibited here.  
Resíduos recicláveis, como garrafas, latas e garrafas plásticas, bem como louças, vidros quebrados e itens de metal são proibidos aqui.

這裡禁止丢棄瓶子、罐子、塑膠瓶等可回收垃圾以及瓷器、碎玻璃和金属物品

不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます

Illegal dumping is punishable by imprisonment of up to 5 years or a fine of up to 10 million yen.  
O despejo ilegal é punível com pena de prisão de até 5 anos ou multa de até 10 milhões de ienes.

非法傾倒可被判處五年以下有期徒刑或一千萬日元以下罰款

静岡市・清水警察署・吉川自治会

### 3.よくあるご質問について

Q: びん・缶の日の前日の夜・当日の早朝に、不適正な排出をされてしまいます。

A: まずは、看板・回覧板等で注意喚起を実施していただくようお願いします。

**集積所に排出された不適正なごみは、委託業者がシールを貼り、取り置きをします。**

**その後、不適正があった集積所と排出物の情報が各収集センターへ届きます。ご自身のごみとして排出していただく必要はありません。**

**また、シールが貼られている場合は、収集業務課への連絡は不要です。**

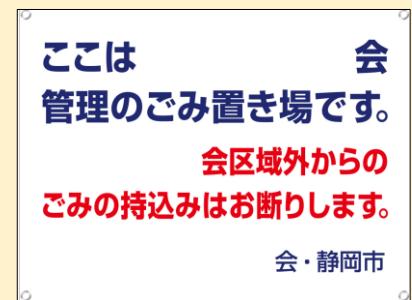
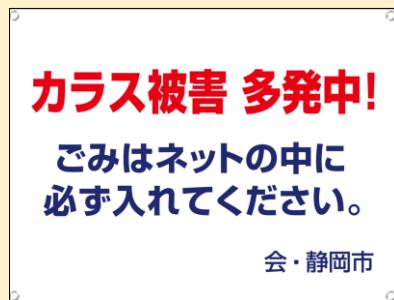
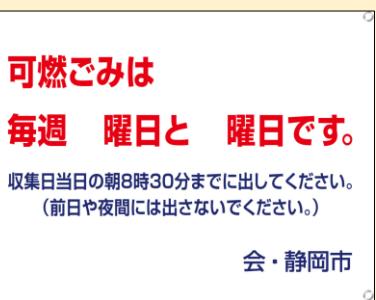
Q: 他の自治会・町内会の人に越境してごみを捨てられてしまいます。

A: 看板等で「他からの持ち込み禁止」等の注意喚起を実施していただくことが有効な手段であると考えられます。今年度新たに看板のデザインを刷新し、「〇〇会区域外からのごみの持込みはお断りします。」という記載のものを作成しました。

それでも持ち込みが続く場合は、排出されたごみを市職員が調査し、行為者が特定できれば、市職員により行為者へ指導を実施します。

場合によっては集積所の移動も効果的です。(移動の際は、届出書の提出が必要となりますので、ご相談ください。)

**看板が新しくなりました！ぜひご活用ください！** (※R8.1現在ターポリンのみ)



静岡市公式HPに  
廃棄物減量等推進員のページがあります。  
チラシを掲載しておりますので、  
ぜひご活用ください！



静岡市 環境局  
収集業務課  
適正排出推進係 054-221-1365  
沼上収集センター 054-264-1900  
清水収集センター 054-366-2751